

受給資格期間の短縮に伴う年金請求時の合算対象期間確認シート

項番	合算対象期間	期間	チェック欄
1	【被用者年金各法の被保険者の配偶者期間（専業主婦等）】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの間で厚生年金・共済年金加入者の配偶者であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
2	【学生】 昭和36年4月1日～平成3年3月31日までの学生（大学・短大・専修学校等の学生）であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
3	【海外居住】 日本人が海外に居住していた期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
4	【厚生年金・船員保険の脱退手当金】 昭和61年3月までに受給した昭和36年4月1日以降の厚生年金（船員保険）の脱退手当金の支給期間 (20歳未満の期間も含む)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
5	【共済年金の退職一時金】 昭和54年12月までに受給した昭和36年4月1日以降の共済組合員期間 (ただし、原資を残している場合を除く)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
6	【日本国籍を取得した方又は永住の許可がされた外国籍の方】 昭和36年4月1日～昭和56年12月31日までの在日外国人期間（日本国籍取得又は永住許可を受けた者に限る） (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
7	【日本国籍を取得した方又は永住の許可がされた外国籍の方】 昭和36年4月1日から日本国籍取得（永住許可取得）までの在外外国人期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
8	【公的年金の受給権者（国民年金給付以外）】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの間で厚生年金や共済年金などの老齢（退職）、障害、遺族のいずれかの給付を受給していた期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
9	【公的年金の受給資格を有していた方（国民年金給付以外）】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの間で厚生年金や共済年金などの老齢（退職）給付を受けるのに必要な期間を満たしていた期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
10	【国会議員】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの国会議員であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
11	【地方議会議員】 昭和37年12月1日～昭和61年3月31日までの地方議会議員であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
12	【上記8～11の配偶者であった期間】 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
13	【任意未納期間】 国民年金の任意加入期間のうち、保険料が未納であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>

上記のとおり相違ありません

平成 年 月 日 氏名

(印)

項番1に該当する方は、以下の事項について、必ず記載してください。

【配偶者（であった方も含みます）について】	
カナ氏名（	）
漢字氏名（	）
生年月日 明治／大正／昭和（	）年（
	）月（
	）日
基礎年金番号（	）

※基礎年金番号は分かる範囲で記載してください。

合算対象期間を証明するために必要な書類*

項番	必要な書類*	チェック欄
1	【被用者年金各法の被保険者の配偶者期間（専業主婦等）】 昭和61年3月以前の被用者年金の被保険者期間を証明できる書類 ・配偶者の基礎年金番号がわかるもの（年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書等） ・婚姻期間を確認できる戸籍謄本、戸籍記載事項証明書、改製原戸籍 ・配偶者が共済組合の組合員期間があるときは、その共済組合が発行する年金加入期間確認通知書	<input type="checkbox"/>
2	【学生】 学生期間を証明できる書類 ・在籍証明書（卒業証書は不可）	<input type="checkbox"/>
3	【海外居住】 海外居住期間を証明できるいずれかの書類 ・戸籍の附票 ・旅券法に規定する旅券（パスポート）の写 ・滞在国が交付した居住証明書 ・滞在国日本領事館が交付した在留証明書	<input type="checkbox"/>
5	【共済年金の退職一時金】 ・共済組合の組合員であった共済組合が発行する年金加入期間確認通知書	<input type="checkbox"/>
6	【日本国籍を取得した方】 ・戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書	<input type="checkbox"/>
7	【永住の許可がされた外国籍の方】 ・外国人登録原票の写 ・永住許可の旨が記載された在留資格証明書、永住許可書等 ・旅券法に規定する旅券（パスポート）の写	<input type="checkbox"/>
8	【公的年金の受給権者（国民年金給付以外）】 ・年金証書等	<input type="checkbox"/>
9	【公的年金の受給資格を有していた方（国民年金給付以外）】 ・共済組合の組合員期間があるときは、その共済組合が発行する年金加入期間確認通知書	<input type="checkbox"/>
10	【国会議員であった期間】 ・国会議員の期間を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
11	【地方議会議員であった期間】 ・地方議会議員の期間を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
12	【上記8～11の配偶者であった期間】 ・8～11の書類 ・配偶者の基礎年金番号がわかるもの（年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書等） ・婚姻期間を確認できる戸籍謄本、戸籍記載事項証明書、改製原戸籍	<input type="checkbox"/>

※保険料納付済期間又は保険料免除期間を合わせた期間が10年未満で、合算対象期間（以下、「カラ期間」といいます。）を含めて、はじめて資格期間が10年以上となる場合には、チェックの入った項番の期間を確認するために、必要な書類の提出が必須となります。

※また、年金事務所への相談の結果、カラ期間を含めて、資格期間が25年以上となる場合などには、チェックの入った項番の期間を確認するために、必要な書類の提出をお願いすることがあります。